

Title	民主主義論と政治
Sub Title	Approaches to Democracy and Politics
Author	大木, 啓介(Ohki, Keisuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.3 (1979. 3) ,p.26- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790315-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民主主義論と政治

大 木 啓 介

“Whoever takes the politics out of democracy will end by taking democracy out of politics.” K. R. Minogue

- 一 序 論
- 二 経験的民主主義論の再検討
- 三 参加教説の解剖
- 四 政治理解の一視角
- 五 結 語

一

たとえば典型的には「進歩と反動」といつた単純な抽象的区別のもとに過去の思想家たちの複雑な系列を包摂し分類整序しようとするやり方は、微細な考察事項を抹殺し通常は粗雑な解釈と安易な自己満足の原因になつてはいえ、知性を綴る最もありふれた通俗的原理として好んで用いられている。この種の分類法を模倣してか、デモクラシーの「古典理論」と「現代理論」なる区別がつい最近主としてアングロアメリカ系の政治学文献の一部で流行した。後者すなわち

「多元主義的競合モデル」を提出した経験的理論家とこれに反駁し「古典理論」の正統な後継者を標榜する批判者との間に引き起こされた論争は、⁽¹⁾しかしながら、余りにも厳格に同一次元で戦線を画定することによつて甚だ歪曲されてきたと思われる。

確かにこの論争には、理論の性格に関する興味深い誤解に基づいて展開された側面があつた。「古典的」民主主義論の含意と経験的な立証資料から描出される市民像とのずれに当面した研究者は、申し立てによると、「古典理論」を放棄するか立証資料を無視するかした。理性的で民主主義的な投票者の適切な行動についての十九世紀的規範論議は、日常生活の不合理性を裏付けるリアリスティックな証拠を提出する人びとによつて、実際の投票者が具体的文脈の中でどのように考え行為するかに関する誤つた描写として誤つて解釈された⁽²⁾。他方、多数の市民の相対的無知とアパシーに関する調査結果に基づく説明は、客観性にかこつけてエリート論を秘かに編入し民衆参加を拒絶してアパシーに賛同する規定的提言として攻撃され、デモクラシーの再生への希望表明が儀式的に繰り返されている⁽³⁾。とはいえ、諸論稿を吟味すれば明瞭なはずなのだが、経験的理論家はデモクラシーの定義と有意な事例を外延的に画定しようとして試み、今日民主主義的と称される政治システムを曲りな⁽⁴⁾りにも説明しようとした。その批判者は現状をいかにして「真の」民主主義的状况に変質させ得るかを問い、抽象原理として、デモクラシーを古代ギリシヤの威厳を以てしきりに実行したがつている⁽⁵⁾。ある意味でこの論争は、どんな範囲の状況が「デモクラシー」の事例とみなされるかをめぐると言えようが、ポリスの市民が平等に公職に就き得る可能性としてのギリシヤの理念が、かつてアリストテレスが「デモクラシー」と呼んだものよりもむしろ「ポリテイ」と呼んだものに密接に対応していると言われる代表制度を機構の主軸とした「近代デモクラシー」⁽⁶⁾の実際過程の説明に無条件で織り込まれるのであれば、辻褄の合わない事柄が少なからず生み出されるのは当たり前と言ふ外ない。抽象原理として捉えられるならば、デモクラシーという語は娼婦の如く万人に身を委ねる⁽⁷⁾。この限りでは結局、デモクラシーが行なわれているか否か、どの程

度存在しているかどうかという評価は、使用される「評価基準」に依存する。もつともデモクラシーをめぐる政治思考の現況を、政治研究を自然主義的鑄型に流し込もうとする意図から生じた素材の過剰と論理的連関の欠如との併存そして隠れた保守護教論を一方とし、単なる参加アピールや底意ある実践勧告を他方として無雑作に扱うだけならば、政治理論は墮落するほかない。本稿の目的は、初期の事実―価値ドグマ的二分法をはじめとする実証主義的「圧力」を断ち切ろうとする一方で、それでもなお説明的著述と正当化的著述とを区別する必要があるとの立場に基づき、この論争の地勢の概観から得られる政治理解に適切な素材を摘出し、現実に行進していることをただ単に記述することでも、あるいは何を考えそして為すべきかを指令することでもない、理論化作業の有意な方途を模索するにある。

ところで理論的著述と実践的著述との混淆は今日ありふれているが、説明と説得とが異なるのであれば両者も知的には異なる事柄である。この区別を強調する背景には、社会風潮や政治的正当化の観点から政治事象を論ずる実践的著述の今日的瀰漫に対する私なりの反撥がある。政治思考の質の希薄化の原因をその実践性の欠落に求めることによつて「行動論以後」の問題を総括しようとする安易な趨勢に対する私なりの懐疑がある。政治理論とは本来「規範的」で指令的であるとの謬見と相俟つて再び際立たされた“政治学は何らかの改革提言を含む教説的強調で以て果たし得る実践的価値をもつ学科だ”という理念、または大学の政治研究は特定政策の推進や政治悪の解決への献身的コミットメントの唱導を目的とするという見解、私はこの種の考えに全く共鳴しない。この知的風潮のもとでは、理解し説明しようとする研究者よりも正当化し説得し指令しようとするバルチザンが現われ、政治活動とは特定の合理的秩序をコピーすることだという信念が昂揚するだろう。あらゆる行為はその観点から正当化されねばならなくなり、あらゆる制度はその理念からの墮落態とみなされる。これはまともな政治判断とは言えない。完全性に関する超越的な判断規準は存在しないのだから、完璧なコンステイションとということには何ら意味はない。潮が恰も一切のものを併呑するかのように現実の一断面を強調して特定の実践的コミットメ

ントの信奉や「名案」提供とその浸透に没頭するとすれば、政治という実践活動の前提事項に関する思惟的探究は阻害されるだろう。直接責任を担う実践世界の居住者たる実務家や実践家と己れの没頭する主題の探究・解明を任とする研究者とは異なる⁽¹⁾にも拘らず、望ましいとされる抽象理念のために専ら提出された提言や指令的主張群を以て政治理論を僭称する慣行は未だになくならない。誤解を恐れずに言えば、一抽象理念への極度の崇拜ないし奉仕という研究上の「常識的確信」には、実践世界においてならともかく、政治生活の十全な理解に必要なアプローチの柔軟性を阻害してきた面がある。対象は何よりも「政治」であつて「ラモクラシー」にとどまるまい。

先ず経験的民主主義論について流布している皮相な通念を吟味することから始めよう。

(1) 先述の区別はもとよりシムトナーのものとは別である。この論争の概説として以下を参照されたい。G. Parry, *Political Elites* (George Allen & Unwin LTD, 1969) Chapter VI. H. S. Kariel (ed.), *Frontiers of Democratic Theory* (Random House, 1970) pp. ix-xii, 1-3, 31-35, 95-98, 325-326. D. Kavanagh, "Political Behavior and Political Participation," in G. Parry (ed.), *Participation in Politics* (Manchester UP, 1972) pp. 102-124. Q. Skinner, "The Empirical Theorists of Democracy and Their Critics: A Plague on Both Their Houses," *Political Theory*, I (August 1973) pp. 287-306. 會良中清司「『民主主義』社会の社会心理過程」浅沼和典編『政治と人間』福村出版一九七五年所収。内山秀夫「政治参加と現代政治学」『政治文化と政治変動』早稲田大学出版部一九七七年所収。篠原一「市民参加」岩波書店一九七七年の3。

(2) たがひの誤解が政治の現実過程の理解には概して実り豊かであつたことは一〇のハイロニーモウと云ふべきであらう。K. R. Minogue, "Epiphenomenalism in Politics: The quest for Political Reality," *Political Studies* xx (1972) p. 463. 中の註釋。

(3) 流行の「参加」モローガンはこの文脈に属し、決定作成への直接総参加の動向が巷間「参加民主主義」と総称されている。二節での検討はこの論争との関連で英米文献を主として行う。

(4) この種の研究が単に「民主主義的」というラベルを付されているとの事実によつて恣意的に選ばれた社会についての研究に過ぎない、と言ひきれぬであらう。R. Dahl, "Further Reflections on 'The Elitist Theory of Democracy'" *American Political Science Review* (July-Aug. 1966) LX (June 1966) esp. p. 298. 參照。

(5) たがひは J. L. Walker, "A Reply to 'Further Reflections on 'The Elitist Theory of Democracy'" *A.P.S.R.* LX (June 1966) p. 392. 參照。

- (6) たゞそれはマイノウツはいう。「近代テモクラシーはギリシヤ語の名称をもつた中世的理念である」。議會、同意、代表など「古代アテネ人にはほとんど意味をなまなかつたらあらう」制度や理念を「ロマン」は表象してゐる。「Two Hisses for Democracy」, *Encounter* XLI (December 1973) p. 61.)
- (7) この語に対応する事態の本質と範圍は不定型であり、なされなければならないことを確認しておいた方がよい。
- (8) Minogue, "Epiphenomenalism in Politics," *op. cit.*, pp. 470-471 参照。
- (9) もつとも両陣営の念頭に概してあると考へられてゐる種々の「古典的民主主義論」なるものは妄想でしかなく、一般大衆の英知や見識への信頼を込めた理論を提唱した哲学者を見出すのは困難な指摘をしようとするに超越する必要がある(A. H. Birch, "Some Reflection on American Democratic Theory," *Political Studies* XXIII Nos. 2&3 1975, p. 228.)。思想史上の巨人を安易に解釈するのは慎まねばならぬが、たとへばルソーについて参加は「自治」に至る途であつたとはいえ、完全な自治は架空上の一般意思に支えられる全員一致の想定に依存し自発的結社の多様な存在は望ましくなく道徳的の一体性を必要とした。この一体性の望ましき如何はさておき、ルーチの指摘するように、小社会のなかで党派に分裂せず市民宗教に育まれた成員とどう前提がなされるか、ルソーが一般大衆の見識を信頼したかどうか疑わしい(この点については更に B. de Jouvenel, "On the Nature of Political Science," *A.P.S.R.* LV December 1961 p. 776. 参照)。ルソーと異なり J. S. ミルは参加を社会的画一化への趨勢の回響と関連づけながら、政治の「レミニモチヤ」が一般大衆に属するとは考へてゐた。たゞ J. S. ミルは *Democracy* (Basic Blackwell 1975) pp. 131-145, R. N. Berki, *The History of Political Thought* (J. M. Dent & Sons LTD, 1977) p. 185. 参照。ただ、これらも検討しようとするならば本稿の直接のテーマから大きく逸脱してしまつたらう。
- (10) クレスピニイ、マイノウツ編『現代の政治哲学者』内山秀夫他訳、南窓社一九七七年の序論を参照された。
- (11) W. H. Greenleaf, "Theory and The Study of Politics," *British Journal of Political Science* II (October 1972), Minogue, *The Concept of a University* (California UP, 1973) esp. Chapter 4, 8.

領かせる指摘も幾つかあるが、⁽¹⁾経験的民主主義論に加えられる反駁は⁽²⁾大方その論敵を由々しく誤解してきた。経験的理論は、リーダーシップを求めるエリート間競争と指導層の交替可能性を確保する定期的な自由選挙に現行システムの民主性の主たる保証を見出しているが広範な民衆参加の要件を軽視しているとの理由で、「民主主義的エリテイズム」「エリート多元

主義」として非難された。六〇年代末に定着したこの反駁は、主に論敵の「自惚れた客観性」の背後に選挙儀式の陰で進行するエリート支配とアパシーの礼賛、参加の差止めを看取し、論敵が現行システムを説明しているばかりか推奨していてもと暴露し告発するものであつた。たとえばダンカンとルークスはこう述べている。

競合モデルはデモクラシーに関する伝統的な諸概念と矛盾するには及ばない。……だが新民主主義論者らは、競合的「民主主義システム」を伝統的な意味でより、一層民主主義的にしようと努めるよりむしろ、妥協、「多元主義」、アパシーおよび政治的無能力といふ一般的な背景に依存する有効で安定したシステムとして正当化しようと努めている。⁽³⁾

しかしながら、説明を意図した著述には考察対象を「より一層民主主義的にしようと努める」意図も「正当化しよう」とする意図もない。ここでは、批判者の攻撃対象がその論敵の「規範的含意」であつて明示的な規定的提言でないことに留意する必要がある。なるほど無理矢理イデオロギー的スペクトルに押し込められるなら、経験的理論家の大半は「自由主義的デモクラシーの基底的構造に対する大幅な修正に反対する穏健なりべラルであつた」と勘ぐれないこともない。多元主義、集団理論などの成果は自由民主主義的バイアスを補強したし、「情報通の理性的投票者」の如き民主主義「神話」と矛盾する調査結果は修正・再解釈によつて自由民主主義的信念に吸収同化されたと指摘できなくもない。⁽⁴⁾だが、実践的コミットメントに基づかせようとするこの種の解釈は所詮、一切のものをイデオロギー的スペクトルに織り込もうとする操作の所産にすぎず、説明と正当化との混同に由来している。

総体的にみると、経験的理論家は「公共政策は広汎な討論と協議に由来すべし」などという漠然とした表現に安住せず *What makes it all tick?* に取り組んだ。かくて彼らは統治者―被治者間の複雑な関係、高度に専門的で複合的な政策過程、そのただ中で営まれるリーダーシップ、集団、情緒などの役割に専念し、指導層交替の決定権がデモスの掌中にあるとの認識に立つて、政治システムの多様なメカニズムが具体的にどんな役割を果たして民主政を運用しているかを経験的に主張した⁽⁶⁾

のであつて、現行秩序が最善であるとかデモクラシーの一切がエリート間競争にあるとか高レベルの参加(ただしこの曖昧な概念は具体的な態様と周辺状況に関連づけてはじめて意味をなす)は望ましくないとかいつた評価は全く行なつておらず、実践活動にメッセージを送る意図もない。多元主義的競争モデルの概要をその反駁に関わる限りで言うなら、凡そ以下の通りであつたらう――

現代政治は凡そ多様な集団が提案する種々の要求を調停する問題であり諸集団は要求提案による政治参加の機会をもつが、政治的に活動的なのは集団成員の一部にすぎない。公共政策作成過程において選挙と立法過程を補うものとしての集団間競争に関与する集団の数、頻度、強度、利用可能な資源の有効度などは政策領域ごとに多様であり、各集団エリートは争点次第で連合することもあれば競合することもあり無関心なこともあり得る。態度集団を時おり形成する場合を除けば通常、一般市民はインフォーマルな政治討論と選挙時に統治業務に関する事後的で総体的な判定を下すにとどまるが、これは今後の一般的な政策方向をある程度定めることも意味してい、また望むならばそれ以上のことを行なう参政権も法律的にも制度的にも少なからず保障されている。ふつう争点をめぐる徹底的な討論が行なわれるのは人口のごく一部(政治家、官僚、集団エリート、運動家、その他の「政治的階層」)に限られてい、文字通り平等な政治参加はないが一枚岩のエリート構成体もなく、多様な権力中枢や市民―政府間に介在する諸集団の複合体の存在が統治権力の制約や市民的自由の確保の上で有益であり、政府といえども、克服するには犠牲の多すぎる圧力が統治政策に加えられるため、かなりの答責性が政府に課される。意見と利害の多様性のただ中でそれらが競合を経ながら決定作成に影響を及ぼしていく過程、政権担当エリートに公然と異議を申し立てる対抗エリートの存在の承認、とくに「政治的に相対的に不活発な人びとから成る組織化されていない多数者が、政治的に活発な人びとから成る複数の少数諸派の間で展開される抗争の調停者になる」⁽⁷⁾手続の採用に由来する複合効果⁽⁸⁾によつてこそ、政治的デモクラシーは他の統治形態から区別される。”

かような論議がその批判者によつて現状擁護論に仕立てられる奇怪さを知るには一、二の実例を垣間見れば充分だらう。⁽⁹⁾よく引用されるベレルソンの指摘⁽¹⁰⁾、すなわち高レベルの参加と全くのアパシーとの中間レベルに属す大多数の市民が世論

形成上一大勢力をなしていると示唆する一方で、参加が独断的で、狂信的になりうる状況下では、突然の動員参加は現行の民主主義的安定を損うかもしれないとの指摘は、全くの誤解からか故意の組替えからか、おぞましいことにこの指摘の際の条件が無視されて、現行システムは広汎な参加がないから、こそ維持されてい、だからこそ参加は低くされておかねばならないという意味に解釈された。⁽¹¹⁾一般市民の受動性、情報不備等々を裏付ける調査結果を踏まえて、今日参加レベルが低いにも拘らず、政府による一定程度の答責性確保⁽¹²⁾や圧制欠如、市民的自由の保障が見受けられるのは何故か、活動家間の民主主義的合意と競合にその主因がありはしないかとの試論的提言は、恰も経験的理論家がアパシーの促進と参加増大への恐怖を扇動しているかのように、「安定した民主主義体制は広汎なアパシーに依存する」との命題に勝手に組み替えられ唾棄すべき俗説として流布している。実際には経験的理論は高レベルの参加が昨今では大規模に存在していないことを論じているに過ぎず、一般市民はアパセティックであるべしなどと実践的メッセージを送つてはいない。この種の非難は、経験的分析では、「理性ある」市民による広汎な自発的参加の条件下でのみ圧制を妨げうるとの従来⁽¹³⁾の勧告とは別個に、調査結果に符合する説明をなす必要がある事情を全く看過している。「エリート間競合」なる表現の眼目は、政治指導者が圧制行為を犯しそうな場合対抗エリートが一般市民の支持を動員しうる可能性を明示する点にあつた。更に、相互に抑制し合う多様な権力中枢、勢力、制度の複合体がそれらのどれか一つに残りのものを支配させまいとする社会的に機能している多元主義的「標準」を明示する点にあつた。批判者がこの競合理論に探知した「エリートへの信頼」は「エリートへの不信」の半面⁽¹⁴⁾でしかないのである。説明的著述が政治的正当化とどのように関わり合うかという重大な哲学的論点はさておき、⁽¹⁴⁾総ての思考は経験という原理上無限の属性をもつ領域からの選択行為⁽¹⁵⁾であり、従つて自覚すると否とに拘らず、諸価値は問題選定、変数選択、データ解釈に入り込んでいるという、もつともだが取るに足らぬ見解に基づいて一時期流行した「あらゆる主張は選択に依存しあらゆる選択は評価である」と論ずる風刺を援用して、何ものかを説明することは必ず何ものかを正当化することになると

想定することは、いずれにせよ間違つてゐる。⁽¹⁶⁾一切のものが評価的なら、批判とは相異なる価値が相互に接触する単なる摩擦に過ぎなくなる。競合理論に現行秩序の「エリート主義的」弁護論を採知しうるとすれば、それは「含意 (implication)」という語の粗雑な用途を例証しているに過ぎまい。依拠する諸前提の胡散臭さやある種の経験の無視、不当な推論や論理的弱点などを論証して叙述の全一性を掘り崩すことこそ、この種の理論への批判に相応しい。この意味では、現代政治の実際が「古典理論」に調和し損なつてゐるとの不平に基づく「反エリート論文」は、他人の議論を拒むという意味でのみ批判的であるに過ぎず、「信仰者の自己防衛」に等しいだろう。経験的分析に己れの真理基準から他人の論議を格づける類いの論争ルールの侵入を許すなら、かかる分析が対象としてゐる問題は解明されるどころか混乱に陥る。サルトリが論評してゐるように「過去十年かそこらの間の文献の大半を特徴づけてゐるものは、ギリシヤ的理想とギリシヤ以降に生起し且つ発見されてきたものとの間にある莫大な歴史的証拠や調査研究による証拠の純然たる被い隠しである。描かれてゐる現実世界は現実世界の複雑さ——歴史的にも地理的にも——の極微の一断面をあらわしてゐるに過ぎない。更に悪いことには、現実世界は常に法廷に持ち出され決して実験室には持ち込まれない。つまり、それが引用されるのは否定を引き出すときだけであり、検証を与えるときには無遠慮に抹殺される。」⁽¹⁷⁾

勿論、経験的民主主義論は調査技法の不備など種々の考慮に価する批判を被つてきた。政治生活上重大な意味をもつ一定の経験（社会運動など）⁽¹⁸⁾は軽視された。政治活動は行為能力に依存するが行為せんとする願望を實踐に変換する資源や資質は社会内に不均等に分布しており、競合エリート間調整は代表されない利益の考慮を極小にする形で進行する可能性が冷厳にあるにも拘らず、政治舞台に要求として現われず政治家に意を用いられない関連利益や見解はないかのような前提がこのモデルにはある。⁽¹⁹⁾また探究を経験的に調査可能な社会的事実の世界に限定すれば、説明から政治生活の熟慮現象は排除される。研究者のなかには、研究対象たる政治生活の「事実」は与えられないのではなく認識枠組に依拠して創られるものであ

り、だから、こそ政治研究は常に理論的なのだという自覚を欠いている者も多い。更に調査を前提とする以上、用語はその語の観察可能な属性に関して定義し外延的語彙の展開を計らねばならず、操作的な定義化は概念の内包の犠牲と外延の発展を意味するので、過剰操作化は概念の理論的豊潤の不毛化ひいては理論そのものの萎縮の原因になる。だがこの理論の威信を何よりも侵蝕したのは、六〇年代半ば以降生起した実際の、具体的な出来事（それに乗じた批判文献でなく）であつたらう。とはいえ、「現代理論」が暫定的な仮説として提出され幾つかの点で不備や誤りを指摘されその一部の修正ないし放棄を余儀なくされてきたとしても、このことは理論的著述のごくノーマルな運命を辿りつつあるということではしかない。⁽²¹⁾ この理論を正当化的意図をもつ理論展開の方へ強いる可能性を敢えて指摘するなら、それは政治事象を（政治の「スタッフ」から隔った「データ」「非社会的経済的情報」）によつて供される（22）調査可能な態度構造からの所産として説明しようとする信条を助長する実証主義的气质にあつたとは言える。だが、誰ひとりとして自分の試論的説明を、たとえば「無関心層が合意をかき乱すのを阻止する」とによつて文化を維持する⁽²³⁾ための実践スローガンとして提出しはしなかつた。

(1) たゞ「理論」を経験的証拠で対し免れを求めた主張が、G. Duncan, S. Lukes, "The New Democracy." *Political Studies* XI (June 1963) pp. 160-161. 参照。

(2) 代巻内がφのな G. Duncan, S. Lukes, *ibid.*, P. Bachrach, *The Theory of Democratic Elitism* (Little, Brown & Company 1967), C. Pateman, *Participation and Democratic Theory* (Cambridge UP, 1970) Chapter I. (著本勝美訳「早稲田大学出版部一九七〇年」) 他、J. Davis, "The Cost of Realism." *The Western Political Quarterly* XVII (March 1964), M. L. Goldshmidt, "Democratic Theory and Contemporary Political Science." *Supplement to The Western Political Quarterly* XIX (September 1966), J. L. Walker, "A Critique of the Elitist Theory of Democracy." *A.P.S.R.* LX (June 1966), D. M. Ricci, "Democracy Attenuated: Shumpeter, The Process Theory, and American Democratic Thought." *The Journal of Politics* XXXII (May 1970), M. Freeman, "Social Science and Democratic Theory." *Political Studies* XXI (March 1973). など。

(3) "The New Democracy." *op. cit.*, pp. 168-9 論文に引用。

(4) B. Susser, "The Behavioral Ideology: a review and a retrospect." *Political Studies* XXII (1974) p. 272. C. Pateman, "Critic-

- cising Empirical Theorists of Democracy," *Political Theory* II (May 1974), pp. 216-7.
- (5) 在来の理論は「民主的」経済的研究が発見した複雑な役割群だとして描いている。J. W. マンロビン『政治参加の心理と行動』内山秀夫 訳(早稲田大学出版部一九七六年)一五〇頁一八。
- (6) G. Sartori, "Anti-Elitism Revisited," *Government and Opposition* XIII (winter 1978) pp. 58-80, esp. p. 74. cf. Q. Skinner, *op. cit.*, p. 297.
- (7) G. Sartori, *ibid.*, p. 71.
- (8) *ibid.*, pp. 72-75.
- (9) 以下に論議する P. Y. Medding, "'Elitist' Democracy: An Unsuccessful Critique of A Misunderstood Theory," *The Journal of Politics* XXXI (August 1969) pp. 641-654. 以下に引用する大いである。
- (10) B. Berelson, P. F. Lazarsfeld and W. N. McPhee, *Voicing* (Chicago UP, 1954) The final Chapter. R. A. Dahl, "Further Reflections on 'The Elitist Theory of Democracy,'" *op. cit.*, p. 301. 参照。
- (11) 以下にその際、投票者は参与するのを所望する権利、参加の種類(その種の参与がどんな状況下で成るべきか) 政治的安定と参加との関係が如何なるべきか、論議している。
- (12) G. Pomper, "The Concept of Elections in Political Theory," *The Review of Politics* XXIX (October 1967) pp. 489-491. 参照。
- (13) P. Y. Medding, *op. cit.*, p. 648. G. von D. Muhll, "Robert A. Dahl and the Study of Contemporary Democracy," *A.P.S.R.* LXXI (September 1977) pp. 1084-1085, footnote 57.
- (14) 東洋政治学雑誌に掲載された「トーマス・ハンナ命題の意義と今後の大派や無派論の融合とを論じた一面面」である。なお最終稿を参照せよ。この論文の再掲は著者である R. P. Nicholson, "The Relationship Between Political Theory and Political Practice," *Political Studies* XXI (December 1973) pp. 467-480. 参照。
- (15) Q. Skinner, *op. cit.*, p. 293. T. A. Spragens, Jr., *The Dilemma of Contemporary Political Theory* (Dunellen 1973) pp. 99-106.
- (16) K. R. Minogue, *The Concept of a University* *op. cit.*, Chapter 8.
- (17) G. Sartori, "Anti-Elitism Revisited," p. 60.
- (18) J. L. Walker, "A Critique of the Elitist Theory of Democracy,"
- (19) 以下に R. Benwick, "Politics without Ideology: The Perimeters of Pluralism," in R. Benwick, R. N. Berki & B. Parekh (eds.), *Knowledge and Belief in Politics* (George Allen & Unwin LTD, 1973) pp. 135-137. R. A. Dahl, "Pluralism Revisited," *Comparative Politics* X (January 1978) pp. 191-203. 参照。
- (20) この種の操作化が如何なるべきかは、操作主義な理論と調査への連結の要件である。概念の形成、適用と裁量の幅があるという自体は必ずしも

も理論のイデオロギー性の証明にはなかな^く。G. Sartori, "Philosophy, Theory and Science of Politics." *Political Theory* II (May 1974) (21) 政治行為を理解する仕方には行動科学的なやり方その他に、歴史的、哲学的な説明方法がある。これも限界はあり、それをめぐる議論は半永久的に続くだろう。今後の展望として W. H. Greenleaf, "Theory and The Study of Politics." *British Journal of Political Science* II (October 1972) が参考になる。

(22) K. R. Minogue, "Epiphenomenalism in Politics" p. 468 G. Sartori, "Philosophy, Theory and Science of politics," pp. 156-157.

(23) G. Parry, "Trust, Distrust and Consensus." *British Journal of Political Science* VI (1976) pp. 141-142.

三

参加態様に関する経験的分析も参加唱導も、その隆盛は直接的には実際政治上のある種の参加気運の昂揚に由来する。分析と唱導の混淆は問題にされないほどありふれているが、後者は、政治の現実過程のなかで際立たされた特定種の出来事を何ものかの到来の兆候とみなす一般的性向と、ある抽象原理を不変原則として安置しその高みから現実批判をなすことこそ真の政治判断であるとする知的風潮とにうまく適合したとは言えるだろう。この唱導には、代表制を補うものとして「参加民主主義」を位置づけ、関心や情報や「主張活動」の増大を訴える従来のものから、批判や参画の絶えざる発酵を受け入れる参加経路拡大のための改革提言を経て、「市民に統治者の役を演じさせ両者の区別を廢絶しよう」と意図する急進的なもの⁽¹⁾までである。多分第一のものを除けばこのアピールの背後には、昨今際立たされた住民運動との関連で厳密な意味での民衆^{ゼビト}統^{ツリガバント}治への憧憬が伏在していると言つて差支えない⁽²⁾。とりわけラディカルな規範ムードの参加論を解剖するなら、今日よくある「実感」への訴えと抽象原理としての、デモクラシーとの結合、そしてアピールによる啓蒙と実践「技術」の提示に括ることができよう。「代表制は市民の競合する要求に対応し損なっている」「権力保有者」の犠牲者たるわれわれは適切な参加主体による適切な場での適切な決定作成を保障する行政機構によつて救済されるだろう」との実感が、「権力実体を隠蔽する公的關係の欺瞞的履行」として政治過程の実際を摘発する「現代の診断」に接合し、今日的窮境と想定されるものに対処

する *the deus ex machina* として直接総参加が期待されている。通常の論証手続きは、「参加」や「住民パワー」という流行語を除けば、抽象原理として捉えられたデモクラシーのアピールとしてはとりたてて新奇なものではない。つまりそれは、「真正のデモクラシー」の含意と思われるものを列挙し、現実は大いに異なることを指摘し、真の含意に対する今日の脅威を吟味し、實際生活を圍繞している偶発的な諸事実のガラタタから好ましい趨勢を示唆し、「真正のデモクラシー」の履行を保障するやり方を提案することにある。この履行は教育的に（参加アピール）も技術的に（制度改革の提言）も支えられとの信念のもとに、参加唱導者は、現実世界のなかで意識的無意識的に雑然と行なわれている政治実践に特定理念の整然とした同質性を注入し、現行秩序を理想形態に密接に引き合わせようと試みる。かくて、この包括的政策の担い手として、共同体的連帯に目覚め自らの欲求を自発的に制御することによつて益々理性的になる理念的人間型としての「市民」が指名される。次いで、全国に四散した無数の市民の集いと行政中枢機関とのあいだに間断なく理念と権力が流れあうあり方で民衆協議に則した統治業務を確保する総参加状況のイメージの観点から、過去から受け継いできた「拘束」や完全には首尾一貫せず混在する種々の慣行や行為規範など現存する生きた伝統が殴打される。これこれの現実をどうして真のデモクラシーと呼べるのか。この常套句の魅力は、事柄を充分理解したとの爽快さを与えてくれる「現代の診断」と、政治的に進歩的でコミットしてもいるとの錯覚を与える実践的規定に負つている。⁽³⁾

この種の改革者氣質に不道徳なものは何もない。実践活動として説得は貴重ですらあろう。だが説得は必ずしも説明ではない。説得は、どれほどアカデミックな体裁を呈し説得らしくみえなくとも、本質的には人びとに必要だと認めるよう納得させる問題である。政治的正当化と政治理解との間には決定的な論理的ギャップがある。特定（の包括的）政策の推進（これは本来、実務家や実践家また啓発された一般市民の課題だろう）ではなく政治を理解する試みにとつては、この種の提唱の史的・概念的探究による検討や、その提唱から生じると期待されている実践的動向が現実社会に及ぼす影響の考察こそが基本課題

であり、政治認識の「素材となる。たとえば、低レベルの参加は嘆かわしい、だから何らかの措置で参加意欲の覚醒を計るべきだと論じられている。だが問題はそれほど単純なものなのか。法律施行その他から生じ且つそれによつて制度化される構造は一般市民や政治家が活動する経路を溝条化するが、それ自体が政治事象を引き起こすわけではない。単なる「制度改革で何らかの価値が発生したり人間や政治行為の性格を改変できると信じるのは、素朴な合理主義的道化だろう。現実世界に一時的に際立つた潮が一切のものを併呑するかに見えても、事態が実際に外観ほど変化しているかどうかも疑わしい。ある程度のもつともらしきによつて展開される「現代の診断」の教には原則として限りはないのである⁽⁴⁾。更に「民主主義イデオロギーの精緻化が『デモクラシーに役立つ』最良の方法であるということは明らかではない。教義を理解した上での帰依は判断の明晰さの保証とはならず、実際には、われわれを正統な信心のわだち留めておくかも知れない⁽⁵⁾」。

一般市民が政策形成や指導者補充に及ぼす影響力と参加活動との関係あるいは参加自体の多寡は、活動の社会経済的・文化的母体はもとより、特に政治システム内の権力分布や権力行使、政治に携わる人びとの個々具体的な習性や態度、当該争点の性格、特定時処を覆うムードなどいかに決まる。ともあれ、どのくらい多くの参加が存しうるかは経験上の問題である。それゆえ「政治参加」は政治生活の分析上ひとつの重要な変数として認められるが、改めて指摘するまでもなく、参加概念の政治認識「地図」への編入は既に規範ムードのただ中で「参加」が叫ばれる遙か以前から行なわれてきた。参加様式の包括的類型化、参加する個々人の動機や参加による実際効果の説明、どの型の参加様式がどの程度の頻度でどんな分布を呈して行なわれているかの把握、これらはいずれも漠然とした「参加」概念を操作化した上で個々具体的な事例を探究の俎上にのぼせる必要があつた⁽⁶⁾。ところが、かつてのアメリカ新左翼による黙示録的熱情を込めた Full Participation の訴え⁽⁷⁾を典型例として、当初、規範ムードの参加唱導者の多くは参加が直截に極大化されうる未分化な活動形態であるかの如き幻想に囚われていた。勿論、⁽⁸⁾「公共政策の定式化・可決・履行に影響を及ぼそうと試みる活動」と定義できるならば、政治参加

は投票から立法行為まで多岐に亘る。⁽⁹⁾一般市民に可能な多種多様な参加様式には、それに相応した知識や技能、時間や活動力を要する以上、誰がどんな状況下で如何に何故いかなる型の政治参加をするかを一律に規定することはできない。経験的分析は未だ搖籃期にあるとはいえその成果は、一般的趨勢としての教育レベルの高度化や経済的余裕は参加促進因になるが別の趨勢としての政治的錯綜化や交叉圧力の増大は参加阻害因になりうること、心理的な参加意欲と實際活動との間には必然的な関係はないこと、影響力は参加活動から自動的に生ずるとは必ずしも言えず、非常に多くの政治的成り行きは公職者によつてすら全く意図されなかつたものになる可能性があること、従つてまた、ある政策から得られる恩恵を参加による効果とみなすのは自己満足に過ぎぬかもしれないこと等々を仄めかしている。これらの事項を前提にすれば、ここで政治生活の理解に有益になると考えられる限りで参加教説のほんの一面面に照明を当てることができよう。幸いG・パリーが参加スタイルを理念的に三類型化している。これに倣つて、参加論者の提出した参加増大の正当化根拠とその制度的措置としての分権化論を手短かに吟味することに止める。⁽¹⁰⁾

手段的参加。参加は圧制や官僚統制に対する効果的な防御機能を果たし自己利益を保護促進する行為になり得る。リベラルの伝統に認められるように、この参加の防護機能は統治権威への潜在的不信に見合う民衆による統制装置(選挙、リコールなど)の発想と有意に関わる。だが、この種の装置を前提とすれば、自己利益擁護のために参加する「手段的」参加者は、参加による便益が参加コストを凌ぐ可能性を具体的に知覚しない限り参加の誘因を受けつけない。金銭、仕事、娯楽など「私的」遂行事項への関心が公的業務運営への関心より上位にあるため、ときおり政府の作為無作為によつて生活が脅かされていると気づくばあい「影響を受ける関係者(affected parties)」による激しい抗議運動が展開されるとしても、概して代表制が好まれる。政治的分業は各市民の政治的エネルギーを節約し、通常は投票以外の煩わしい政治活動を免除し、その分だけ自ら好む他の諸活動に携わる時間や精力を確保すると考えられるからである。要するに、人間は積極的な政治的

動物ではない（または政治的動物に、とどまらぬ）ならば、たとえいかなる制度改革が施されようとも、参加には便益ばかりか費用も伴う以上、各人の状況認識しだいでは参加は個人の私的、自由を妨げるものと考えられることもあると言える⁽¹²⁾。勿論、この種の厳密な意味での自己利益的な「合理人」は実在しない。着実なコスト上昇と意図的活動の断念との連関を明示する合理的原理を無効にするほど怨恨や情熱のはびこつた状況は現実世界にはかつて生じたし今後も生じるだろう。従つて、この観点は索出的意義をもつにすぎないが、経験的調査は一般市民の「手段的」参加性向を（習性としてではあるが）実証している⁽¹³⁾。参加唱導者は参加コストを概して軽視していると思われる⁽¹⁴⁾。

自己陶治的参加。経験的民主主義論に対する反駁の論拠の一つは、決定作成参加による利益は政策の成果にあるばかりか参加そのものから得られる人格向上など自己陶治の機会にもあるということであつた⁽¹⁵⁾。政治は協同活動であり、参加に伴う他者との接触、対立意見の評価や情報収集の経験、有効性感覚の体得や責任感の養成、これらは人格発達のための教育的機能を果たすと主張されている。だがこの意味の参加機会は代表制度下では限られてい、自己陶治的抱負を充たす政治空間の分散を要求する分権主義、ポリスの属性を吹き込むに足る規模としての地域政治がこの文脈で特に重要になる。分権化措置によつてのみ、人びとの関心は自己利益の保護よりむしろ自治や発議能力の發揮に、経済的・市民的自由よりむしろ政治的自由に傾くと期待されている。しかしながら、政治参加は個人人格の十全な表明に不可欠だとまで言うこの論拠の難点として、自己陶治の観念の曖昧さ、この種の抱負と政治活動との関係の不明確さが挙げられる。政治的な活動力や性向は各個人にさまざまな程度で存在し、しかもその程度は各人の教育レベルや社会的地位のみならず各人の気質とも大いに関わつている筈だから、政治的相互作用に「場違い感」を抱く者も少なくなかう⁽¹⁶⁾。参加しても所期の成果ががらず地域政治に嫌悪感を抱くこともあろう。

共同体主義的参加。「共同体主義者」は義務感や愛郷（国）心から、自己利益よりむしろ自分が属する地域社会の一般的善

と自らみなすものの極大化促進に関心を持つ。ここで参加とは「共同生活を分かち合い、『公共善』を促進するために相互関係に基づいて行為するという理念⁽¹⁷⁾」に他ならない。確かに、統治にあまり専門技能が必要とされず、欲求、活動力水準、ほぼ同様の信条体系への忠誠度などの点で全く同質的で、しかも「各市民のもつ種々雑多な知識や技能が公益育成の上で同等の重みをもつと想定されている」単純社会でなら、この型の広汎な持続的参加は期待できる⁽¹⁸⁾。しかしこれらの仮定がない場合、逆説的にも共同体主義者は、抽象的大義をめぐる個別的な態度集団形成は別として、自分の相対的無能力を自覚するならば、統治に最も相応しい者のなお一層の積極参加を確保するよう行為することこそ、つまりコミュニティへの最善の貢献として他の有能な者に統治を委託することこそ、己れの信念に適うと考えるに違いない⁽¹⁹⁾。

分権主義。昨今の分権化論はその大枠においてJ・G・バルピットが「伝統的正統説」と呼んだものの再論の域を出ていない。この主張の論理はコミュニティ、参加、地方自治機構、分権化という別個の概念を寄せ集め「デモクラシー」の名のもとに総合することにある⁽²⁰⁾。統治の民衆参加論は、以上で検討した積極的側面すなわち民衆による公職者統御、自己陶冶の機会、共同体的連帯の覚醒その他の参加効果と政治単位の小規模性とのプラスの連関に関する命題に立脚しており、分権主義の推力の源泉もここにある。確かに人口稠密な社会では極端な分権化措置によつてしか期待される効果的参加は不可能であることは否定できないが、極大分権化⇨極大参加という発想が徹底した中央集権化思考と同様余りにも単純にすぎない⁽²¹⁾。分権主義的ロマンティシズムに陥ることなく、この措置に伴う副次効果にも意を配る必要がある。自治体自助の限界などはさておいても、たとえば個人的自由と地方自治との連関は必ずしも明白ではない。かつて小規模社会を讀えた哲学的パルチザンの「草の根デモクラシー」や「近隣の親密な交際」はなにやら高潔な響きを醸しはするが、小役人根性、怨恨、コンフォーリズム(近親相姦的な道徳的一体性への圧力)といった可能事を忘れてはなるまい。この措置により個人は中央官僚制から保護されようが、「保護されるのが個人の自由でなく自治体の団体的自由すぎないかもしれない⁽²²⁾。」この場合、集合体の規

模が大きいほど一少数派にコトを望み通りにさせる率は低下する、とも適度の説得力を以て主張されてきたことが想起される。また「直接民主主義」の美名のもとでの「市民参加」が実際には単に「（22）からめ込まれている」感情を指すだけのこともある。世論は影響を及ぼそうとする以前に既に影響されていることがある（G・サルトリ）（23）。更に宣伝臭い概念使用とは異なり、厳密な意味での「自治」とは「各人の他人に対する統治」と「全体の個体に対する統治」との同時的具現である。これを厳格に持続するには全市民が統治業務に一身を献げつづけねばならない。この種の活発なシステムは、しかし「生計維持のため労働しなくてはならぬ者は市民たりえない」と或るギリシヤ人に語らせた程の莫大な活動量を要求する。（24）この意味で、モリスジョーンズが指摘しているように、当該社会への強烈な所属意識といったポリスの条件なくしては「あらゆる個人の側での活動的な市民性を確保しようとするいかなる試みも恐らくは失敗する」（25）。また逆に、かかる試みが個人の自発的な参加誘因をいかに刺激するか、一体感や所属意識をいかにどの程度促進しポリスの属性を育むか、も依然として期待や見かけ以上に神秘のヴェールに包まれている。

だがより重大な論点は、地方と中央との権限・権能分割は、地理的にも歴史的にも条件づけられているいかなる全国統治も一中枢から文字通り総ての統治業務を処理できないため、とりきめ（26）としては確実に何らかの形で存在するとはいえ改めてア priori に確定することは不可能であり、状況自体も状況認識も変化を免れず変転する政治的現実によつて条件づけられるゆえ、普遍的に通用する特定の「分権状況」などあり得ない、といふことである。（26）この種の検討に際しては、過度の法律主義的バイアスを避け具体的な文脈に則して「集権化」にも「分権化」にもこれまで以上に中立的な態度で取り組む慎重さが要請される。（27）しかも本稿の主要対象がマクロシステムである以上言い添えるなら、対面的規模で可能な多数の小規模デモクラシーの単なる引き伸ばしや足し算が自動的に大規模デモクラシーを成立させるわけではない。だがまた「本来は直接デモクラシーが原則だが専ら大規模性ゆえに仕方なく間接デモクラシーを採用してきている」との発想の滑稽さを認識する必

要もある。この発想は直接政治モデルと代議制モデルとの対峙を弄ぶ「形式モデル」ゲームでしかない。何がどこで如何に
なぜ変化したのか、この視点の欠落は、永年にわたり偶然か選択によつて通常は徐々に進展し変容し明確化してきた政治的
制度化のプロセスを戯画化する。

規範ムードの参加論が右の検討事項の積極面のみを強調し消極面を無視するか「古い」ものとして殴打している事実から
分かるように、この種の政治思考は具体的な参加活動の事例を解説しながらも、抽象化プロセスによつて現実世界の種々雑
多な偶因事を一掃し、結局は参加は特定の時処での「個々のあらわれ」から全く離れて論じられ、抽象的な参加状況が予期
される。だが説得ではなく説明を、実践や政策推進ではなく理解を意図するなら、われわれが実際に生を営んでいる現実に
他ならぬ偶発的諸事実のガラクタをどうして除去できようか。この正当化的論議にはめかされている、公共問題に積極参
加しない限り「真の市民的人間型」にもとるとの暗示、政治活動に他のどの活動よりも卓越した重要性を賦与するかのよう
な性向、「聖人の理想」で全市民が知的完全武装することこそ善き社会への途だとする信念、これらは人間生活に関する誤つ
た単純化に基づいており、観察可能な直接行動に不当な意義を与えている⁽²⁸⁾。確かに The routine offers no drama. とは
言えるだろう。だがシルズによれば、社会の継続・進展は革命期を除けば通常、一時的に際立たされる騒乱よりも、身近な
人間関係のなかで喜怒哀楽する人びと、地道な課業に就く労働者や経営者、形式事務に拘束される行政官らに大いに支えら
れている。市民社会の成員の共通価値セットへの執着や公的コミットメント意欲は市民が第一次的に追求する具体的な課業
のため散漫にされ穏健冷淡であり、またその故にこそその分だけ個人的な革^{イノベーション}新や創造や適応のための自由が確保され
る。アパシーにもどかしさを感じ、懐疑論者を軽蔑し、一般人の俗物性や瑣事への没入に感情を損なわされ、特定の意識や
活動を唱導し、社会の多様性に何らかの定型を押しつけようとする企てが大抵頓挫するのは、大義の定着がその希薄化や

「他の矛盾する理想なり状況の要求事項や人間性のニーズ」との妥協を俟つてはじめて可能になる、というある意味で人間臭い無精や「墮落」の故だろうとシルズは言う。⁽²⁹⁾ともあれ「政治活動は多くの諸活動のなかの一つとしてその場を占める」(モリス・ジョーンズ)。人間性は具体的な文脈にあつたし結局そこにしか存在しえない。物事の悪の部分のみを摘出し反省して、認められる理想に一意専心コミットできるといふほど人間は器用ではあるまい。現実世界は「高貴な」洗剤で滅菌し漂白した「抽象の王国」とは異なる。適度の「市民性」を備えた者、熱狂的な者、醒めた者、退屈している者、無関心な者、これら多様な人びとが⁽³⁰⁾変化してやまない「現実」の多くの側面のうちの一部に反応する、その多様な想像的⁽³¹⁾反応こそが現実世界を決定的に揺り動かし、折り折りの事態を形づくるのである。(だからこそまた、今日では当然のことのように思われているがかつてはそうでなかつた博愛主義的な管理的、情熱の隆盛もあれば、幻想家と目されていた小規模集団が全社会成員の命運を握ることもありうる。)

オークショット流に言えば、この世の一切のものは変化と手直しを免れない。がしかし、手直し(改革)は一般に信じられている程には「命題への献身」によつて促されはしない。それは、社会のなかで突止めることのできる個別具体的な悪弊や欠陥の矯正が理に⁽³²⁾適つているとの承認に由来する。今日作動している種々の政治制度を長期にわたつて生んできた無数の人びとによる選択は、抽象信念に反応した結果というより、折り折りに広く行き亘つていた⁽³²⁾具体的文脈への反応であつた。社会経済的状况や政府の作為無作為によつて脅かされた⁽³²⁾具体的文脈に反応した昨今の行政参加気運の昂揚とこれに対応する制度手直しの動きも、この例外ではあるまい。「在る世界」には、さまざまの慣習、行為規範、原理、制度的正当性等々が首尾一貫しない妥協状態として混在する。かくて、より望ましく思われる矛盾のない⁽³²⁾齊一的な「在るべき」イメージもまた暗示されもしよう。しかし、政治が出来事の紆余曲折を受け易いなら、「抽象の王国」に安住する限り政治に⁽³²⁾接近⁽³²⁾できはしない。実践的メッセージを送り説得しようとする論者は自ら政治の素材になつている。次節では、政治理解のための構図のほ

との一面を、本稿のテーマに關する限りはメタキチシヨウト視す。

- (一) R. Rose, "Models of Governing", *Comparative Politics*, V (July 1973) p. 484.
- (二) 佐松峻夫「市民直接参加と合理的決定のゆくえ」加藤一朗編『現代の政治と市民参加』学陽書房、昭和五十三年、所収 一〇〇ページ。G. Sartori "Will Democracy Kill Democracy? Decision-Making by Majorities and by Committees", *Government and Opposition* X (Winter 1975) pp. 156-157. 参照。
- (三) J. G. Bulpitt, "On the Illusions of Participation & Social Contracts", *Encounter*, XLIX (August 1977) pp. 64-67, "Two Hisses for Democracy", *op. cit.* p. 65. 以下に引用する。
- (四) 佐々木啓一、地方自治の政治関係から、法制度上の要素をいふべきを著して「権限の一方的付与」をいふべきであると云ふ。J. G. Bulpitt, "Participation and Local Government: Territorial Democracy", in G. Parry (ed) *op. cit.* p. 299.
- (五) K. R. Mhogue, "Power in Politics", *Political Studies* VII (1959) p. 275.
- (六) W. R. Schonfeld, "The Meaning of Democratic Participation", *World Politics* XXVIII (October 1975) pp. 134-146. R. E. Lane, *Political life* (Free Press 1959) pp. 349-357 参照。
- (七) H. Belz, "New Left Reverberations in the Academy: The Antipluralist Critique of Constitutionalism", *The Review of Politics* XXXVI (April 1974) pp. 265-283.
- (八) G. Parry, "The Participators", *Government and Opposition* VIII (Autumn 1973) p. 503.
- (九) 佐々木啓一「市民主義の分類と見方」『政治参加の心理と行動』内山秀夫編、早稻田大学出版部一九七六年、二二四ページ。G. Parry, "The Idea of Political Participation," in G. Parry (ed) *op. cit.* pp. 3-17.
- (一〇) 佐々木啓一『政治参加の心理と行動』を参照する。G. Parry, "The Idea of Political Participation", in G. Parry (ed) *op. cit.* pp. 17-31. "The Revolt against 'Normal Politics': a Comment on Mr. Grimond's Paper", *Government and Opposition* VII (Spring 1972) pp. 145-152, "Participation and Political Styles", in B. Chapman and A. Potter (eds.), *W. J. M. M. Political Questions: Essays in honour of W. J. M. MacKenzie* (Manchester U. P. 1974) pp. 190-204. J. A. Riadel, "Citizen Participation: Myths and Realities", *Public Administration Review* (May/June 1972) pp. 211-220. L. A. Scalf, "Two Concepts of Political Participation", *The Western Political Quarterly* XXIII (September 1975) pp. 447-462. D. R. Little, "Mass Political Participation in The U. S. and The U. S. S. R.", *Comparative Political Studies* VIII (January 1976) pp. 437-460. 参照。
- (一一) 出処無明の題名は『政治参加の心理と行動』を参照する。S. P. Huntington, "Postindustrial Politics: How Benign will it be?", *Comparative Politics* VI (January 1974) pp. 163-191. 参照。

- (21) R. A. Dahl, *Who Governs?* (New Haven, Yale U. P. 1961) pp. 279-281. 参照「私」の問題をめぐって。また、最近の政治学上の「公・私」区分の議論を採る。(M. Oakeshott, "The Claims of Politics", *Scrutiny* VIII (1939-40) p. 147. 参照)
- (22) J. G. Rusk, "Political Participation in America: A Review Essay", *A.P.S.R.* LXX (June 1976) p. 586.
- (23) W. R. Schonfeld 氏の「権威の失墜」を採る。(Y. T. N. 訳) pp. 153.
- (24) P. Bachrach, *The Theory of Democratic Elitism: A Critique*, p. 95.
- (25) "マナーバク" 雑誌第 11 号(1971)。
- (26) L. A. Scaff, "Two Concepts of Political Participation", p. 449. c.f. J. D. Moon, "Participation and Democracy", *Midwest Journal of Political Science* XVI (August 1972) pp. 477-478.
- (27) G. Parry, "Participation and Political Styles", pp. 200-201.
- (28) *ibid.* p. 202. 式上の三要素は「参加」「資源」「意識」を指し示す。意識は「参加」の前提となるべきである。
- (29) J. G. Bulpitt, "Participation and Local Government: Territorial Democracy", in Parry (ed.) *op. cit.* pp. 281-302.
- (30) R. Dahl, *After the Revolution?* (Yale U. P. 1970) pp. 67-77. "Pluralism Revisited", *op. cit.* pp. 201-203. G. Parry, "All Power to the Communities?" *Archives Européennes de Sociologie* XIII (1972) pp. 126-138. 参照。
- (31) J. G. Bulpitt, "Participation and Local Government", p. 288.
- (32) 大澤 隆夫「行政過程と政治参加」日本政治学会編年報政治学一九七四、岩波書店、所収。行政へ参加へ複合体の指摘を見よ。五四〜五六一。
- (33) G. Sartori, *Democratic Theory* (Greenwood Press 1976) p. 255.
- (34) W. H. Morris-Jones, "In Defence of Apathy", *Political Studies* II (Feb 1954) p. 34.
- (35) H. Wihalen, "Ideology, Democracy, and The Foundations of Local Self-Government", *The Canadian Journal of Economics and Political Science* XXVI (August 1960) pp. 390-391.
- (36) J. G. Bulpitt, "Participation and Local Government", pp. 297-299.
- (37) M. Oakeshott, "The Claims of Politics", *op. cit.* pp. 146-151.
- (38) E. Shils, "Primordial, Personal, Sacred and Civil Ties", *The British Journal of Sociology* VIII (June 1957) pp. 130-131.
- (39) 随時的にみれば、市民の参加の程度は、その社会の発展の程度に比例する。"Failure to participate can be as significant politically as actual participation." (G. Parry).
- (40) M. Cranston, "Michael Oakeshott's Politics", *Encounter* XXVIII (January 1967) p. 82-86. 参照。M. Oakeshott, "The Masses

in Representative Democracy" in A. Hunold (ed.) *Freedom And Serfdom* (Dardrecht-Holland 1961) pp. 151-170. 参考された。

四

政治の経験は、ともかくも立憲的ルール、利益追求、道徳的趨勢、原理の適用、「権力闘争」、社会経済的構造や風土・文化の影響、「階級意識」その他なんやかやの交差にあり、人間集群の不定型な性格や存在の変化と維持に絡る諸活動を指すと言われている。「社会的調和と唯一信頼できる秩序の欠落こそ政治と統治の存在理由」(B・クリック)であり社会政策に紛争のポイントがあるとすれば、この経験は通常は相反する諸政策を斉一性に還元する持続的調停活動として顕現すると言つてよい。そのフォーマルな形状は統治権威—代議体—有権者三者間のパートナーシップに支えられているが、その動態は、歴史上それぞれ不均一に進展してきた種々さまざまの複雑な社会構造や制度のただ中に散在する可謬の個々人の、現実世界への多彩な想像的反応(反作用でない)に決定的に依存する。統治行為のうち統治者を被治者に対し答責的にしている微妙な特徴一切が「民主主義的」と呼ばれることもあるが、術学的な表現を避けるならば、民主主義的統治形態とは多数意思に監視され住民の欲求への応答を確保する政体として大雑把に定式化できよう。⁽²⁾だが概念の単なる注釈や精緻化は、ある意味で、政治的現実から立ち去り「政治の生理」に鈍感になる。この漠然とした定式をめぐる論議はさておき、⁽³⁾実際問題は他の多くの重要な価値や「制約」の存在を念頭においてこの定式がいかに履行されるかということだろう。ここで重要なのは、どんな条件が政治の動態と「政治的規制」に影響を及ぼすかである。⁽⁴⁾

⁽⁵⁾(I)「教義」。政治は、自明な合理的原理に先導される活動だとか、公共秩序の大義に合致した信念の確立あるいはその信念に基づく何らかの合理的秩序をコピーすること、つまり「正義」確立の青写真に適う制度的小細工と実践だとか、先ず特

定教義がありどの統治様式もそれに従つて考案されるときは、ドグマが今なお広く行き亘つている。しかし、政治教説は追求されるべき諸目的を教義の形で簡約化した行動様式の要約であり、唯一正当な行動指針たることを僭称して人間行為を特定の鑄型に流し込む意図をもち、これはこれなりに政治の現実の一有力要素になつてゐるとはいへ、抽象的な教義信仰が一定の活動様式を創出するというほど単純に、実践が理論に由来すると仮想するのはお伽噺である。そもそも政治は一面、一定の秩序体系を事態に課すことであるにせよ、その種の秩序体系は無謬原理の如きものに裏付けられはしない。政策選択に指針を与える絶対原理が存するとか、人知の及ばぬどこかには在るはずだという信念は危険な幻想と言わねばならない。原理を構成する格言体系の簡潔さは抽象に依存する経済性に他ならないが、経済性の増大は具体性の低下を意味する。現実世界の具体的な状況のなかで常に同じ比較標準では計れないものの中から選択せざるを得ない決定作成には、原理に還元しきれない判断が要求される。政治の形状は自明な合理的原理の単なる適用の帰結ではありえず、専ら教説に引照するだけでは政治行為を適切に理解することは出来ない。ただし、選ばれた抽象原理に、社会のあり方や政策内容ないしその履行方法がどの程度適合しているか否か、に意を用いる習性は政治の世界に浸透している。⁽⁶⁾一組みの政治的取り決めとしてではなく、抽象原理として捉えられた「デモクラシー」がこの一典型であることは言うまでもない。

(II) 政治政策の性質。大抵どの社会にも代表者が協議し決定作成を行なうために集う中枢機関とそれを圍繞する政治空間がある。通常「集合的決定」は然るべき規則により認定される権限を賦与された人びとによるフォーマルな遂行の点で理解される。「エリートと非エリート」なる不幸な二分法的思考は、一体となつた未分化の民衆という幻想を实体化し易いが、民主制下では人民意思が主権的であると認めても、重大争点に関してさえ「人民」の単一の集合意思などめつたにない。⁽⁷⁾ W・J・M・マッケンジーのいうように、複合社会での集合的決定作成は一般に容認されている手続きに従つてゐる限りでしか承認されないことを「生活の一事実として受けとめる」必要がある。⁽⁸⁾それ故また、自ら直接に作成参加していない決定

を受けとる者は常にリスクに曝される。⁽⁹⁾ 政府や議会の出来事と社会内に現われる種々のムードの動向との関係は外気に応じて上下する温度計の水銀のようにはいかないからである。

政策決定の実際には、「デモクラシー」の大義以外にも政策の首尾一貫性、決定の適度の迅速性その他の考慮事項が含まれる。総ての方策は予期される帰結の観点から評価されねばならず、大抵の争点は一連の関連し合う諸決定の流れのなかで吟味される必要がある、その決着には方策実施に充分な諸資源の短期長期の制限をめぐる審議を要する。しかも統治者は、国際状況を含む「政治的現実」の考慮、对被治者関係に由来する緊張、「多数意思支配」と「少数者権利」の同時的肯定から不可避に生ずる修正をしながらも、相反する政策案をめぐつて選択しなければならぬ。⁽¹⁰⁾ これは実行可能な政策はどれも多少とも強制を伴うことをも意味する。「無理解」に対しては、争点の「視野からの排除」や実力行使の措置が講じられてきた。

公認政策は抑圧された代案ほど倫理的でなく「不自然」だと感じられることもあるが、実践的な責任世界に居住する政治家は常に選択しなければならず、一時の不評を忍んでも長期的視野に立つて人びとのムードを拒むこともある。なるほど一般市民からの持続的な監視や圧力が無い限り責任政府は存続しない。だが責任政府と情動的に人気のある政府とは必ずしも同じものではない。⁽¹¹⁾ たとえばマイノウグはいう。錯綜した現代生活のただ中で決定が「大声」や量的に確定される変転極まりない世論の風潮に日々即座に應ずるばかりであるなら、適度に一貫性ある政策遂行は裂かれ、日常生活は意見の絶えざる波動に翻弄されかねない。われわれは政治家を解雇することは出来るが、人民を解雇することは出来ない。人民は少なくともこの意味では「無責任」である。⁽¹²⁾ 確かにアパシーこそ恣意的権力につける好機を与えるのと正当に言えるが、無関心でない人びとの間での不適切な政治観や政治への過剰期待が圧制をもたらすとも同様に言えるのである。参加と同意が多くなるほど社会が民主主義的になるとの見解は単純にすぎる。これを言うならむしろ、一般市民の「ヴォイス」の量より質(性格と効

果)にこそ留意すべきだろう。

ともあれ政策は時が熟して成果をあらわすゆえ、その判断には一定期間の経過を要する。周知のように、フォーマルな政治判断の発動としての選挙の意味は有権者による個別政策の直接選択ではなく、政府寿命の限定とこの自覚による統治行為の制約にある。だが公職者抑制はこの自制だけではない。政治家の決定は通常論じられているほど恣意的ではないし、彼らの眼前にある選択範囲もさほど大きくはない。後述(Ⅲ)(Ⅳ)するように政治家は社会を「超越して」いないからである。⁽¹³⁾

(Ⅲ)種々の集合行為による民衆の影響力。政治政策は中空のなかで作成されはしない。審議を終結させる意思行為としての「フォーマルな決定」は社会を「超越して」いず、従つて政策の全くの恣意的確定はあり得ない。パリーが指摘しているように、最終決定に至る過程では、状況や争点次第で変差があるとはいへ、所謂 Court Politics はもちろんのこと、争点の一般性や政策の必要性が大きければ大きいほど、ヒ、エ、ル、ヒ、の下層からの種々の討議過程や支持の動員、一連の「運動」と「反対運動」の累積など決定を促進ないし阻害し少なくとも何らかの影響を及ぼそうと試みる多くのゲームが展開される可能性もそれだけ大きくなる。個々の決定にどの種の集合行為がいかにどの程度まで影響したかを断定するのは困難だが、結果としては、専門家や有力団体が決定的な役割を演ずることもあれば、漠然とした多数者の「集合作業」の所産とみなし得る決定もありうる。⁽¹⁴⁾

むしろ現実には極度に錯綜している。従来よく論じられてきた圧力団体世界の態様はさておくとしても、強烈な「世界観的」小集団に属する者を除けば、一般市民の関心は選択的であり全市民が総ての政治争点を同等の関心度で注視し明瞭な態度表明をすることはない。多くの者にとつて政治は第二次的活動である。各人の習性や状況認識、全体を覆うムードいかんで、争点ごとに関心度は没頭から全くの無関心まで多岐に亘る。参加態様も多様である。⁽¹⁵⁾明瞭な意見表明ができるのは争点ごとに異

なる多様な少数の人びとだという命題は恐らく正しい。ラディカルな民主主義論者のいう理性的で自主的で参加意欲旺盛な市民像は希望でしかないだろう(前節参照)⁽¹⁶⁾。むしろ、相反する理念間の力量の審理を「世論という法廷」に訴える直接行動は看過しえない。この大衆的基盤が広汎になるほど「政治」の境界は拡大し、統治者は硬軟さまざまの対応を迫られる。ただし大抵の人びとが政治に強烈に引き寄せられるのは単一争点によつてであり、概して単一争点志向の運動形成に止まる。ここで想起すべきなのは、人びとが知覚する「現実」に対する反応が政治展開の決定的要素を構成し決定作成者の選択の幅を限定したり拡大したりするということである。⁽¹⁷⁾

要するに政治生活は、多様な背景や気質をもつ多様な人びとの政治的想像作用と自己決定に多分に依存する。ある時処での社会的な態度や理念の生成、形態形成、普及過程もまた状況に応じて拡大しも収縮しもし、政治問題の主題となる範囲も増減しうる。だがまたその背景にも目を向けるなら、パトリリッジの表現を借りればこう言えるだろう。政府や政党、有力な利益集団や抗議運動それにマスメディアから成る小宇宙も「種々さまざまの利害、制度、運動、生活様式、インフォーマルな『討論』といったものの相互作用、そしてその結果生じる長い目でみれば政治の展開に確実に影響を及ぼす一般的な態度や信条体系の緩慢な普及過程」という大宇宙に包まれていると。⁽¹⁸⁾これは(Ⅳ)の論点を暗示する。

(Ⅳ) 歴史的環境。社会には過去が現在に課している歴史的遺産が備わっている。原理上「過去の清算」ということは無意味である。政治においては何びとも「無限の可能性という白紙を与えられることは決してない」(オークショット)。

最近の政治研究では、明確な利害や見解を備えた少数諸派の織り成す紛争が強調されているため、かつて哲学的観念論者が注目した事実は概して軽視されてきた。決して凍結しはしないが適度の安定を保つて変容する感情や理念のある種の大公約数⁽¹⁹⁾が社会・政治関係の諸要素を通常は取り返しつかない程の分裂に陥らせることなく保護している事実、これである。過去から受け継いできた適度に安定した制度、(一定の安定した定型を呈する諸活動の複合体としての)や道徳的思考の習

性は、認知すると否と、好むと否とに拘らず、政治家にも官僚にも一般大衆にも影響を及ぼしており、いかなる政策履行をも条件づける極めて重要な影響力構造を構成している。この「政治的伝統」こそが安定（これは静の範疇ではない）を促進し、変転極まらない環境に対する人びとの反応を形づくる基底でもあることを看過するなら、政治体系の意味は社会的全体に在るのであつて決して自己説明的なものではないことを捉え損なうだろう。人びとは自らの社会を自覚した渴望によつて始終改造しているわけではない。むしろ「政治的伝統」は多様な要素の束から成り、その要素間の相互作用や新たな状況への反応を常時行なつており決して停滞せず、したがつて要約を拒否するが、これを無視することは不可能である。⁽²⁰⁾

かくて、人間活動の性格は何らかの抽象的論考からの帰結ではなく時間や慣行・実践の所産であると承認するなら、政治に携わる人びとの具体的、習性と態度をその類型化されない複雑さのままに把握することが適切な政治理解の要件となる。これは、実践的教訓や必然的法則を抽出せうとする亜流のやり方を峻拒した歴史的理解を必要とする。⁽²¹⁾

(1) R. Rose, "Models of Governing," *op. cit.*, pp. 465-496. このモデル類型化の試みは興味深い。

(2) 語源的に「モクラシー」は勿論「自治」だろう。これは単純で誰れにも十分に理解可能な状況を呈する対面規模に限られる。共同体的連帯への志向は人びとが遙かに理性的になつて総ての対立を同意によつて自発的に解決しうる社会への憧憬に基づいている。だが、われわれはその種の「共同性」を支えられるほど賢明か。ルソーの論議が「たゞほけで閉鎖した静態的な社会の想定」に基づいてゐる (B. de Jouvenel, "On the Nature of Political Science," *op. cit.*, p. 776) と言はしむべきである。また H. Warrender, "Democracy—A Method or a Value?," *Political Studies* Ⅳ (1959) の問題「*モクラシーの性質について*」R. Basset, *The Essentials of Parliamentary Democracy* (Frank Cass & Co. Ltd., 1964) pp. 84-85 を参照されたい。

(3) その際「デモクラシー」の意味を一種の社会や生活様式や文明、更には、望ましいと思はれる一切のことを指すかのようには、無際限に拡大する前に、デモクラシーと自由とは本来、思想的にも論理的にも無関係であること、デモクラシーの実践はある場合には立憲主義を齎すこと、自由がときに平等と併存しえないこと等々を念頭におかねばならぬ。

(4) 以下の便宜上の区分および論旨は「インソツク」に大に負う (K. R. Minogue, "Power in Politics," *op. cit.*, esp. pp. 287-289)。以下の論議が「常識」論だといふなら正にその通りだが、数式や図表を得意がったり一断面のみを強調する議論の多い今日では、それなりの意義があるだろう。

(5) この番号には何ら意味はない。

- (6) オータン・ショット「政治教育」阿部四郎訳、永井陽之助編『政治的人間』平凡社、昭和四三年所収。
- (7) 意見の不一致がないなら民主主義制度自体、カゲたものである。この当然のことなそうでないかのように論じられる向きがまだある。有益な論考として J. W. N. Watkins, "Epistemology and Politics", *Proceedings of the Aristotelian Society New Series* L Ⅲ (1957-58) pp. 79-102. 参照。
- (8) S. I. Benn, "Democracy", in P. Edwards (ed.) *The Encyclopedia of Philosophy* (1967).
- (9) このリスクは政策施行後にはレネフィットでもコストにもなりうる。このリスクがないのは「決定を『発布する』人びとが決定を『受け取る』人」と一致する場合のみである。この一致は理論的には非常に重要だが現実の政治世界ではほとんどもなう。(Sartori, "Will Democracy Kill Democracy", pp. 131-132.)
- (10) ここでは所謂 "Court Politics" といふ意味の言葉が用いられた。R. Rose, "Models of Governing", pp. 489-493, Leon Dion, "The Politics of Consultation" *Government and Opposition* Ⅲ (Summer 1973) pp. 332-353. 参照。
- (11) Plamenatz, *Democracy and Illusion* (Longman, 1973). ここが点がプラメンツの一貫したテーマとなっている。この本は、穏当なデモクラシー観の再構成の試みとしては出色だろう。
- (12) 厳密な意味での民衆統治の難点の一つがここにある。K. R. Minogue, "Two Hisses for Democracy", p. 61. c. f. M. Cranston, "Ethics and Politics", *Encounter* xxxv Ⅲ (June 1972). その "daily referendum democracy" は十分な情報提供と一般市民の情報処理能力に決定的に依存する。しかも必要、情報提供や選択肢の設定その他は「エリート」の手による他ない。「成熟した市民」が具体的にどんなものか私には分らないが、この前提がない限り、「声」が大になるに、それその内容は単純な教訓の反復や憎悪に充たされ易い。以下二点に留意。①総選挙での投票行為は自己完結的な行為ではない(投票→代表者→議会、その内部の委員会)→決定)が、レファレンダムでは一般投票者は選択者を選択するのではなく直接に争点に決着をつける(投票→決定)。この際、個人選好は種類の点で多様であるばかりか強弱の点でも多様であることに注目された。多数決は種類の選好分布を明示するが、強弱分布は無視される。議院内審議は強弱分布をある程度考慮しうる。従って、一発決定としてのレファレンダムを実施すべきか否かは当該争点の性格を十分見きわめる必要がある(Sartori, "Will Democracy Kill Democracy?" 参照)。②本稿のテーマとは直接には関係ないが、地方自治体での「市民委員会」その他の類似装置について、実質的な決定作成への効果的参加が「委員会」参加であることは疑いがないが、委員人数の限界、相互の見解の整合性確保や決定作成コスト(イモビリズムなど)の問題、構成員数の限界などを考慮するならば、この種の装置から除外された者にとっては「コントロール」つまり今日では多大な懸念を込めてしか語られない雰囲気にある「代表」の問題に結局は立ち返らねばならなくなる (*ibid.*)。「委員会の一員になってしまおう」と公表と公開性に対する……態度はたぶん少なからず変わる」だろう(B・クリック)からである。むしろ市民のママチュアとしての価値観が決定作成に編入される機会の確保は今後ますます必要とされていくだろう。問題は安易な直接政治の主張ではなく、決定過程にも計画化過程にも多くの段階があることを自覚した上での協議の充実だろう(村松岐夫前掲「論文参照」)。
- (13) Minogue, "Power in Politics", pp. 288-289. その "quis custodiet ipsos custodes?" は簡単に解決できなかった。政治を「やこら」対

「われわれ」というメロドトマイとして措定し、「われわれ」が「やつら」に委託した権力を「やつら」に乱用させない仕方を考案する技術問題に還元する一方、「デモクラシーのための教育」により誰もがリベラルになるだろうと期待することによって、かの問題を解決しようとしたかつてのリベラルほど私はオブテアニストではない。ある意味で参加論者もリベラルの伝統にあると言えなくもない。

(14) G. Parry, "Elites And Polyarchies" *Journal of Commonwealth Political Studies* IV (November 1966) p. 175. "Participation and Political Styles", in B. Chapman & A. Potter (eds.) *op. cit.* p. 192. "The Idea of Political Participation", in Parry (ed.) pp. 6-8. E. E. Schattschneider 『半主権人民』内山秀夫訳、而立書房一九七二年、V・VI章。

(15) ひととは決起するか動向に屈するか二者択一にのみ専ら支配されるわけではなからう。具体的な人間の態度形成は通常考えられているほど単純ではないし、調査研究すら及ばぬ際どい捉えがたきがある。

(16) もっとも、投票に限るだけの論評だが興味深い解釈がある。W. J. M. Mackenzie, "Models of Collective Decision-Making", in *Explorations in Government* (Macmillan 1975) pp. 227-228.

(17) サルトリは『強烈な多数派』は充分に有形化しうる。だが十中八九、単一争点ないし中核をめぐる一連の争点に関してである。従って、広範にわたる諸争点をめぐるつては、せいぜい諸種の強烈な多数者諸派を見出せると期待する他ない。これらの多数者諸派は各々、争点が変わるにつれ解体する。それゆえ強烈な多数派は臨時の多数派である。反面、小規模集団は総括的な争点セットに関して永続的に等しく強烈でありうる。……強烈な多数派は短命な集合態である。なまなければ、それは強烈な少数者によって動員されることが分かるだろう。("Will Democracy Kill Democracy", p. 142)

(18) P. H. Partridge, "Politics, Philosophy, Ideology", *Political Studies* IX (1961) p. 234.

(19) *ibid.*

(20) Minogue, "Power in Politics", p. 288. M. Oakeshott, "Rational Conduct", in *Rationalism in Politics* (Methuen, 1962) pp. 80-110. マーティン・ミンナ「政治教育」前掲邦訳。

(21) A. H. Birch, "Historical Explanation and the Study of Politics", *Government and Opposition* IV (Spring 1969) pp. 215-230. 参照。

五

われわれが真でありたいと期待するものを叙述するに際し、理論と政策との区分の恩恵を考えもせず「啓発的な洞察」と「有用な格言」とを混同し、実践世界との一定の距離をも保たずに特定の抽象理念の遂行の擬似アカデミックなプログラム

運用にのめり込むことは、確かに抗い難い誘惑ではある。だが次の二点に留意すべきだろう。

第一に、理論は理解し説明する企てであるが正当化的著述は説得し指令することを目的とする。理論的探究は常に暫定的な仮説的推論によつて行なわれるが、政治的正当化はレトリックの問題である。根本的に暫定的な命題群（恐らくは無際限の修正を受ける）が実践世界に移されるなら、その仮説的性情格は失なわれ実践行動の疑う余地ない根拠に変質すること、理論的命題の試金石と実践世界における一般信条の試金石とは依拠する論争ルールが全く異なることをゆめゆめ忘れてはならない。⁽¹⁾

第二に、懐疑的な立場にたてば、政治的なものに「証明」は不可能である。いかなる理念であれそれに表現を与える語には「真の意味」や発見可能な「本質」などあり得ず、それはただ、「主張」されているに過ぎない。いかなる論究による究極的、判断や絶対的、基準の提示の試みも、幾つかの未検討の前提を必ず伴うか例外や反証可能性を認めているかトートロジーでしかなく、一見もつともらしい確実性を与えているに過ぎない。経験のなかの不可量物の存在を畏怖するなら、政治という可変的で偶発的な事象群のただ中では「デモクラシー」すら何らかの特定の状況や選好もしくは利益との関連で単なる相対論的な弁護を期待する他ない。⁽²⁾

そもそも政治研究の至当目的は政治の総ての側面に一貫性を与え政治的「實在」を理解することであつて、例えば袖をたくしあげて「人類の共通努力」に一肌脱がんとし、胡散臭い一般化や常套句を援用して政治的「とらの巻」を執筆することではないだろう。究極的に、正当化可能なものとして抽象原理としてのデモクラシー（ただしこれは様々な仕方で表現しうる）を擁護する試みや安直な前提に立つてより、実践的な戦術論を供する試みが往々、通常「政治」と呼ばれる他のありふれた多量の現象を不合理なものともみなすか無視するという犠牲を払い易いこと、部分の卓越性擁護ゆえに全体の説明を疎かにする手合いの主題の人為的画定が政治事象への十全なアプローチの途を結局は閉ざすこと、をグリーンリーフは警告している。⁽³⁾ ま

た「経験の枠内の一切のものは、ある意味で統一⁽⁴⁾体であり、変化を受けざるを得ず、認識され語られる過程においてのみ人間と関わりえ、時間と空間の理念を必然的に伴う」とパレンクは語る。この測り知れぬ底深さをもつ経験のなかに政治が在る。そのリアリティは「教義」を説法しても分かりはしない。説明というものが常に物事を全体に関係づけることであるべきであり、政治生活の一般的説明を試みようとするならば、前節の四項目は恐らくは有意義な指針となる。だが勿論、それらについて仮にあますところなく記述し説明し得ても政治的「實在」に到達できないことをパレンクは暗示してもいる。⁽⁵⁾もつとも、その暗示にかかずらつて私を畏怖せしめる奈落の淵でふらふらするのは少なくとも当分は賢明ではあるまい。

最後に結語として、本稿の冒頭にある題辭に注意を差し向けることだけは出来よう。「政治」を「デモクラシー」から取り除こうとするなら、結局は政治からデモクラシーが除去される。「安易な思考は政治的現実に復讐されるということである」。

(一) K. R. Minoque, *The concept of a University*, Chapter 4. 5. 8

(二) W. H. Greenleaf, "Approaches to Freedom", *Political Studies* XII (June 1964) p. 253. ナンナーは *"quis custodiet ipsos custodias?"* という古来の問題をヘルキストは「ある特定の発展方向に絶対的で事実上超越的な地位を与えようという犠牲を払つて回避している。この問題の枠楕こそ民主主義思想が未だ十分に首尾一貫した提言を成し遂げていない。主因だといえよう。社会・政治秩序の正当化根拠を専ら世俗的素材(意思・同意の表明)に求め、そこに究極的判断基準を設定し、超越的規範の峻拒と主権の「われわれ」への世俗化により絶大な規範的潜勢力を得たものの、抽象原理としてのデモクラシーはそのアピールと同じ源泉から生じる論理的欠陥に未だ病んでいる」とゲルナーはいう。つまり、この世俗的素材(意思・同意)はひよつとすると腐蝕しているかもしれない。主権者はさほど絶対的でもないかもしれない、という可能性に当面せざるを得ないからである。「われわれ自身の意識・意思・同意などからの何ものかの絶対的正当化を想起しうるほど所与の自我を「われわれ」は持つてはいない。ただ『意思』に訴えることは、意思されることの内容を前もつて判断しないし、意思されることながら、社会秩序に危害を加え、社会の永続化と矛盾しかねない」。デモクラシーはデモクラチヤと自己否定しつつある。つまり「世論の圧制」を想起せよ(E. Gellner, "Democracy and Industrialization", in *Contemporary Thought and Politics* (Routledge & Kegan Paul, London 1974))。「人民を信頼」なうじむはデモクラシーの表象する一切のものへの裏切りになるとの強迫観念をもちながらも「不寛容な」多数を恐れたりシムラルのジレンマは「一応は立憲主義と多元主義によつて解消されたかを見ざるが……」(たまたま D. Spitz, "On the Abuses of Power in Democratic States", *Milwest*

- Journal of Political Science* I (November 1957) pp. 225-232, F. Gellner, *ibid.*, P. King, "Against Federalism", in R. Benwick, R. N. Berki and B. Parekh (eds.) *op. cit.*, pp. 172-3 (論評)°
- (3) W. H. Greenleaf, "Approaches to Freedom" p. 254.
- (4) B. C. Parekh, "The nature of political philosophy", in P. King & B. C. Parekh (eds.) *Politics and Experience* (Cambridge U. P. 1968) p. 174.
- (5) *ibid.*, pp. 153-207.

(一九七八年九月一九日脱稿)